

令和7年5月13日

訪問介護事業所 管理者 様

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課長
(公印省略)**【重要】中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)及び5月・6月算定分の提出期限について**

令和7年5月2日厚生労働省より「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の一部改正がありました。

つきましては、**中山間地域等における小規模事業所加算(地域と規模に関する状況)**の両方に該当する事業所は下記のとおり書類のご提出をお願い致します。

また、本加算は**特定事業所加算(V)を算定されている事業所は、算定の対象とはなりません**ので、ご注意下さい。

(1) 体制届の提出が可能な事業所(①と②両方を満たす事業所)

①地域については、特別地域が要件となっている加算に係る高知県の該当地域一覧表の(*2)中山間地域等における**小規模事業所加算に該当する地域に事業所があること**。

②規模については、前年度のいずれかの月における総訪問回数が概ね 200 回以下である訪問介護事業所。なお、「概ね 200 回」は 400 回程度を想定しており、例えば、前年度の平均延訪問回数 600 回以下の事業所等も対象となります。

地域・規模について: 高知県長寿社会課 HP→事業者のみなさまへ→申請・届出→各種申請・届出等様式→介護給付費算定算定に係る体制等に関する届出様式等→その他様式→中山間地域等における小規模事業所における加算について(参考様式2)(規模)→中山間地域等の加算について→特定地域が要件となっている加算に係る高知県の該当地域一覧 PDF(地域について)

(2) 提出書類(様式は県 HP からダウンロードして下さい) * 介護予防については、各指定権者にご確認をお願いします。

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1)
- ・中山間地域等における小規模事業所加算(規模)について(参考様式2)訪問介護部分に記載。

届出について: 高知県長寿社会課 HP→事業者のみなさまへ→申請・届出→各種申請・届出等様式→介護給付費算定算定に係る体制等に関する届出様式等

(3) 提出期限

令和7年5月・6月算定分については、**令和7年5月23日(金) 23:59まで**に提出していただいた届出については、書類に不備がなければ加算算定を適用します。なお、5月24日以降の提出分は、通常どおり(7月1日からの算定開始)を適用します。

令和7年5月13日~5月23日までの提出分は、5月1日もしくは6月1日から適用可能ですので、事業所が適用を希望月(5月又は6月)を異動年月日へ記載して下さい。

令和7年5月24日~6月15日までに提出分は、7月1日から適用

* その他の加算については、従来どおり前月15日までの届出となります。

(4) 通知文は、高知県長寿社会課 HP→事業者の皆様へ→令和6年度介護報酬改定に係る情報→中山間地域に係る加算の取得要件の弾力化について【PDF 介護保険最新情報 VOI 1,382 [PDF:273KB]】に掲載しています。**(5) お問い合わせ先**

高知県長寿社会課 HP→事業者の皆様へ→申請・届出→介護保険事業に関する県への問い合わせについてのフォームにより高知県電子申請サービスからお問い合わせ下さい。https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9412